

令和 8 年度から開催する新たな講習(臨時を除く)のお知らせ

令和 8 年度から定期開催予定の新たな講習についてお知らせします。

受講のご検討をお願いします。

なお、予約・申込は原則開催月の 2 月前の 15 日からです。

●テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（1 日間）

労働安全衛生規則等の一部改正に伴い、令和 6 年 2 月 1 日からテールゲートリフターの操作の業務については、特別教育を受けた者でなければ従事できなくなりました。

（労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 5 号の 4）

当協会は、事業者の方に代わって標記教育を実施するものです。テールゲートリフター作業従事者の方は受講いただきますようご案内申し上げます。

令和 8 年 7 月開催予定（年 1 回）